

第66期

定時株主総会のご案内

「地域社会」に新たな価値を提供し続ける企業へ

日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時

場所

岐阜県多治見市十九田町2番地の8
バロー文化ホール（多治見市文化会館）
大ホール

（開催場所が前年と異なっております。ご来場の際は、
末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いた
だき、お間違えのないようお願い申し上げます。）

議案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く）11名選任の件
- 第2号議案 当社株式の大量買付行為
への対応策（買収防衛策）の
更新の件

証券コード 9956
2023年6月12日
(電子提供措置の開始日2023年6月7日)

株 主 各 位

岐阜県恵那市大井町180番地の1

株式会社 **バロー** ホールディングス

取締役社長代行 小池 孝幸

第66期定時株主総会のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。
敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 バロー文化ホール 大ホール 岐阜県多治見市十九田町2番地の8
※開催場所が前年と異なっております。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第66期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件

第2号議案

当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を切り離さずに、会場受付にご提出ください。

ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、

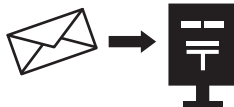
ご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会
開催日時

2023年6月29日（木）午前10時

株主総会にご出席されない場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

なお、議案に賛否のご表示がない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2023年6月28日（水）午後5時到着分まで

インターネット等



当社指定の議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> にて議案に対する賛否をご入力ください。詳細は次ページをご覧ください。

スマートフォンにより議決権を行使される場合は、同封の「スマート行使」に関するリーフレットをご参照ください。

行使期限

2023年6月28日（水）午後5時まで

ご注意事項

- 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、次の事項をご了承の上、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

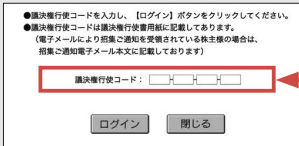
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net>



(スマートフォンの場合、議決権行使書用紙)
右片に記載のQRコードを読み取って議決権を行使いただくことも可能です。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

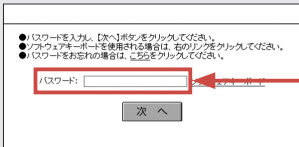
2 ログイン



議決権行使コード

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

3 パスワードの入力



パスワード

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリックしてください。

パスワードのお取り扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。
本総会終了まで大切に保管願います。
- パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

システムのご利用に関する ご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

 **0120-652-031**
(受付時間 午前9時～午後9時)

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームについて
機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役1名を増員し、11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	主な地位及び担当	取締役会の出席状況
1	再任	たしろ まさみ 田代 正美	代表取締役会長兼CEO	12回／12回 (100%)
2	再任	こいけ たかゆき 小池 孝幸	取締役社長代行	12回／12回 (100%)
3	再任	もり かつゆき 森 克幸	専務取締役（株式会社バロー 代表取締役社長）	12回／12回 (100%)
4	再任	しのはな あきら 篠花 明	常務取締役管理本部長	12回／12回 (100%)
5	再任	よねやま さとし 米山 智	取締役ルビット事業部長（株 式会社バローフィナンシャル サービス代表取締役社長）	11回／12回 (92%)
6	再任	わがと もりさく 和賀登 盛作	取締役（アレンザホールディ ングス株式会社代表取締役社 長）	12回／12回 (100%)
7	再任	たかす もとひこ 高巢 基彦	取締役（中部薬品株式会社代 表取締役社長）	12回／12回 (100%)
8	新任	こうけつ なおたか 纈纈 直孝	中部フーズ株式会社代表取締 役社長	—
9	再任	あさくら しゅんいち 浅倉 俊一	取締役（アレンザホールディ ングス株式会社代表取締役会 長兼CEO）	12回／12回 (100%)
10	再任	たかはし としゆき 高橋 俊行	社外 独立	12回／12回 (100%)
11	新任	やました ようこ 山下 陽子	社外 独立	—

1

再任

た しろ まさ み
田 代 正 美

1947年(昭和22年)6月9日生

所有する当社株式数

1,389,846株

略歴、地位及び担当

1977年(昭和52年)4月 当社入社
 1979年(昭和54年)11月 当社 取締役
 1984年(昭和59年)11月 当社 常務取締役
 1990年(平成2年)10月 当社 専務取締役
 1994年(平成6年)6月 当社 代表取締役社長
 2015年(平成27年)4月 当社 代表取締役会長兼社長
 2022年(令和4年)6月 当社 代表取締役会長兼CEO (現任)

重要な兼職の状況

株式会社パロー代表取締役会長
 株式会社アクトス代表取締役会長

取締役候補者の選任理由

田代正美氏は、1994年以来、当社の代表取締役を務めるとともに、当社グループ子会社の代表取締役を兼務するなど、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としています。

2

再任

こ いけ たか ゆき
小 池 孝 幸

1972年(昭和47年)9月20日生

所有する当社株式数

4,866株

略歴、地位及び担当

1995年(平成7年)4月 当社入社
 2005年(平成17年)1月 当社 社長室長
 2008年(平成20年)5月 当社 物流部長
 2018年(平成30年)4月 中部興産株式会社 代表取締役社長 (現任)
 2019年(平成31年)1月 当社 IT戦略室長兼情報システム部長
 2019年(令和元年)6月 当社 取締役 (現任)
 2020年(令和2年)4月 当社 流通技術本部長 (現任)
 2022年(令和4年)8月 当社 社長代行 (現任)

重要な兼職の状況

中部興産株式会社代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

小池孝幸氏は、当社グループの物流子会社の代表取締役を務め、また当社システム部門の責任者を務めるとともに2022年8月より社長代行として当社グループの経営を推進するなど、豊富な経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としています。

3

再任

もり かつ ゆき
森 克 幸

1961年(昭和36年)6月22日生

所有する当社株式数

10,242株

略歴、地位及び担当

1992年(平成4年)5月 マルダイタチャ株式会社(現株式会社タチャ)入社
2006年(平成18年)1月 株式会社タチャ 代表取締役社長
2007年(平成19年)1月 株式会社サンフレンド(現株式会社食鮮館タイヨー) 代表取締役社長
2015年(平成27年)6月 当社 取締役
2018年(平成30年)4月 株式会社タチャ 代表取締役会長(現任)
株式会社バロー 常務取締役 SM事業統括本部長
2019年(平成31年)1月 同社 専務取締役 SM事業統括本部長
2022年(令和4年)6月 同社 代表取締役社長(現任)
当社 専務取締役(現任)

重要な兼職の状況

株式会社バロー代表取締役社長
株式会社タチャ代表取締役会長
株式会社八百鮮取締役会長
株式会社ヤマタ代表取締役会長

取締役候補者の選任理由

森克幸氏は、2006年以降当社のスーパーマーケット事業子会社の代表取締役を兼務するなど、当社グループの経営に関する経験・実績・見識を有しております。
当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としています。

4

再任

しの はな あきら
篠 花 明

1972年(昭和47年)9月25日生

所有する当社株式数

13,345株

略歴、地位及び担当

2006年(平成18年)5月 当社入社
2011年(平成23年)2月 当社 SM営業部長
2014年(平成26年)6月 当社 取締役
2015年(平成27年)4月 当社 常務取締役(現任)
当社 管理本部長
2015年(平成27年)10月 当社 総務人事部長兼リスクマネジメント部長
2017年(平成29年)1月 当社 総務人事部長
2019年(令和元年)9月 当社 総務部長
2020年(令和2年)4月 当社 管理本部長兼財務部長(現任)

重要な兼職の状況

中部アグリ株式会社代表取締役社長
株式会社バローエージェンシー代表取締役社長
株式会社バローマックス代表取締役社長
株式会社岐阜東ファミリーデパート代表取締役会長

取締役候補者の選任理由

篠花明氏は、当社のスーパーマーケット事業の営業部門責任者および管理部門責任者の経験とともに、当社グループ子会社の代表取締役を兼務するなど、当社グループの経営に関する経験・実績・見識を有しております。
当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としています。

5

再任

よね やま さとし
米 山 智

1972年(昭和47年)8月13日生

所有する当社株式数

3,327株

略歴、地位及び担当

1996年(平成8年)4月 アクセンチュア株式会社入社
 2006年(平成18年)9月 カート・サーモン・アソシエイツ入社
 2011年(平成23年)4月 ワタミ株式会社 執行役員総合企画室長
 2014年(平成26年)1月 当社入社
 2015年(平成27年)4月 当社 SM事業統括本部長
 2015年(平成27年)6月 当社 取締役(現任)
 2015年(平成27年)10月 株式会社パロー 取締役事業統括本部長
 2018年(平成30年)5月 当社 総合企画室長
 2018年(平成30年)7月 当社 ルビット事業部長(現任)
 2020年(令和2年)6月 当社 事業改革推進室長(現任)
 2021年(令和3年)12月 株式会社パローフィナンシャルサービス代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

株式会社パローフィナンシャルサービス代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

米山智氏は、経営コンサルタント及び他社での経営経験とともに当社スーパーマーケット事業子会社の責任者や当社のカード事業の責任者を務めるなど当社グループの経営に関する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としています。

6

再任

わ が と もり さく
和賀登 盛 作

1959年(昭和34年)5月4日生

所有する当社株式数

19,827株

略歴、地位及び担当

1983年(昭和58年)12月 株式会社富士屋入社
 2000年(平成12年)1月 当社 HC商品部長
 2004年(平成16年)7月 当社 HC営業部長
 2011年(平成23年)6月 当社 取締役(現任)
 2014年(平成26年)1月 当社 HC営業部長
 2015年(平成27年)6月 株式会社ホームセンターパロー代表取締役社長(現任)
 2019年(平成31年)4月 アレンザホールディングス株式会社 取締役副社長
 2023年(令和5年)5月 アレンザホールディングス株式会社 代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

アレンザホールディングス株式会社代表取締役社長
 株式会社ホームセンターパロー代表取締役社長
 株式会社ファースト代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

和賀登盛作氏は、当社のホームセンター事業の営業部門・商品部門の責任者の経験とともに、当社グループ子会社の代表取締役を兼務するなど、当社グループの経営に関する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としています。

7

再任

たか す もと ひこ
高 巢 基 彦

1974年(昭和49年)1月22日生

所有する当社株式数

2,473株

略歴、地位及び担当

1996年(平成8年)4月 中部薬品株式会社入社
 2011年(平成23年)3月 同社 商品部長
 2012年(平成24年)1月 同社 事業本部長
 2013年(平成25年)6月 同社 取締役
 2015年(平成27年)6月 同社 常務取締役
 2017年(平成29年)6月 当社 取締役(現任)
 2018年(平成30年)4月 中部薬品株式会社 代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

中部薬品株式会社代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

高巢基彦氏は、当社のドラッグストア事業子会社の代表取締役を兼務するなど、当社グループの経営に関する経験・実績・見識を有しております。
 当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としています。

8

新任

こう けつ なお たか
纈 纈 直 孝

1963年(昭和38年)11月9日生

所有する当社株式数

3,773株

略歴、地位及び担当

1987年(昭和62年)4月 当社入社
 2004年(平成16年)1月 当社 SM商品部1課課長
 2012年(平成24年)6月 中部フーズ株式会社 商品部長
 2013年(平成25年)10月 同社 商品開発部長
 2014年(平成26年)4月 同社 デリカ事業部長兼商品開発部長
 2015年(平成27年)4月 同社 執行役員デリカ事業部長兼商品開発部長
 2019年(平成31年)4月 中部フーズ株式会社代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

中部フーズ株式会社代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

纈纈直孝氏は、当社のスーパーマーケット事業の運営や商品調達の経験を基に、当社グループが取り扱う惣菜等の製造・販売を行う事業子会社の代表取締役を務めており、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。
 当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

9

再任

あさ くら しゅん いち
浅 倉 俊 一

1950年(昭和25年)1月18日生

所有する当社株式数

一株

略歴、地位及び担当

- 1976年(昭和51年)4月 株式会社アサクラ (現 株式会社ダイユーエイト) 設立
代表取締役社長
- 1977年(昭和52年)6月 株式会社ダイユーエイト (商号変更)
代表取締役社長
- 2016年(平成28年)9月 ダイユー・リックホールディングス株式会社 (現 アレンジホールディングス株式会社) 代表取締役社長
- 2019年(令和元年)6月 当社 取締役 (現任)
- 2023年(令和5年)3月 株式会社ダイユーエイト代表取締役会長兼CEO (現任)
- 2023年(令和5年)5月 アレンジホールディングス株式会社代表取締役会長兼CEO (現任)

重要な兼職の状況

アレンジホールディングス株式会社代表取締役会長兼CEO
株式会社ダイユーエイト代表取締役会長兼CEO

取締役候補者の選任理由

浅倉俊一氏は、1976年にホームセンター事業会社を設立し、経営者として事業拡大を進めた経験・実績・見識を有しております。
このような経験と実績を当社グループ経営の推進やコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

10

再任
社外
独立たか はし とし ゆき
高 橋 俊 行

1950年(昭和25年)12月11日生

所有する当社株式数

一株

略歴、地位及び担当

- 1974年(昭和49年)4月 味の素株式会社入社
- 2003年(平成15年)6月 同社 執行役員東京支社長
- 2006年(平成18年)6月 カルピス株式会社 常勤顧問
- 2011年(平成23年)6月 同社 取締役専務執行役員
- 2012年(平成24年)10月 味の素株式会社 アドバイザー
- 2013年(平成25年)6月 味の素冷凍食品株式会社 監査役
- 2015年(平成27年)6月 同社退任
- 2021年(令和3年)6月 当社 社外取締役 (現任)

取締役候補者の選任理由及び期待される役割

高橋俊行氏は、食品製造業における豊富な経験・実績を有するとともに、企業経営に関する経験・実績・見識を有しております。
このような経験と実績は、当社グループ経営の推進やコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

11

新任

社外

独立

やま した よう こ
山下陽子

1978年(昭和53年)7月25日生

所有する当社株式数

一株

■ 略歴、地位及び担当

- 2005年(平成17年)10月 弁護士登録(愛知県弁護士会)
河内法律事務所入所
- 2010年(平成22年)4月 小浜ひまわり基金法律事務所 弁護士
- 2012年(平成24年)6月 今池法律事務所 パートナー弁護士
(現任)

■ 重要な兼職の状況

今池法律事務所 パートナー弁護士

■ 重要な兼職先と当社の関係

当該兼職先と当社の間には特別な関係はありません。

■ 取締役候補者の選任理由及び期待される役割

山下陽子氏は弁護士の資格を有しております。また弁護士としての活動の他に地域のセミナー講師や審議会の委員など幅広い活動をされています。

このような経験と実績は、当社グループ経営の推進やコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋俊行氏及び山下陽子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づき、社外取締役候補者2名を独立役員として届け出ております。
3. 山下陽子氏を除く各候補者の「重要な兼職の状況」に記載の法人は、当社の子会社又は関連会社であります。
4. 社外取締役候補者の山下陽子氏につきましては、職業上使用している氏名であります。戸籍上の氏名は宮崎陽子であります。
5. 高橋俊行氏の当社の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
6. 当社は、社外取締役である高橋俊行氏と責任限定契約を締結しております。当社は高橋氏、山下氏の就任が承認された場合、上記責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって損害賠償を負う場合、会社法第425条第1項の最低限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。但し、法令違反の行為であったことを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新する予定です。

第2号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、2008年6月26日開催の当社第51期定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を導入いたしました。さらに、同対応方針は、2020年6月26日開催の当社第63期定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただき、更新されております（当該4度目の更新後の当社の買収防衛策を、以下「旧プラン」といいます。）。

旧プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時をもって満了いたします。

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを別添のとおり修正して更新することを決定いたしましたので、お知らせいたします（当該5度目の更新後の当社の買収防衛策を、以下「本プラン」といいます。）。なお、本プランは、対象となる大量買付行為の追加、取締役会評価期間の明確化、本必要情報の追加、株主意思確認総会の決議要件に係る例外の追加及び対抗措置に係る新株予約権の取得条項の追加等において、旧プランの内容を変更しております。

なお、本プランの具体的な内容を決定いたしました取締役会には、当社の監査等委員である取締役が全員出席し、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

本議案は、本プランについて株主の皆様を適切に反映させるため、出席株主の皆様のご議決権（議決権行使書又はインターネット等により行使される議決権を含みます。）の過半数をもってのご承認をお願いするものであります。

(別添)

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社グループとしての企業価値の源泉、及び当社グループが保有する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付行為（下記Ⅲ 2.(3)①で定義されます。以下同じとします。）であっても、当社の企業価値を増大させ、株主共同の利益を向上させるものであれば、これを否定するものではありません。当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきものであると認識しております。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象会社への大量買付行為において、その目的から見て企業価値の向上及び株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えており、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 経営方針及び経営環境

①経営理念

当社グループは、「創造・先取り・挑戦」を経営理念とし、それらを綱領として定めております。この理念は1958年の創業時から現在に至るまで、グループ全社員に共有され、企業経営の礎となっております。

「綱領

バローグループの全社員は実業人としての自覚を持ち、地域社会の繁栄と社会文化の向上に寄与せんことを期す。このために一人一人は「誠」をモットーとして業務に当たり、創造、先取り、挑戦の姿勢で目標を高く掲げ、強い団結の下に英知と努力をもって徹底的

に力闘するものなり」

②経営戦略

当社グループは、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、スポーツクラブなど、多様な事業を展開しております。その背景には、当社グループが郊外より事業を拡大してきた経緯から、地域のニーズに幅広く対応して顧客との接点を持ち、複数の事業で収益を支えながら経営の安定性を求めてきたことがあります。また、調達・製造から流通・販売までを一貫して担う「製造小売業」としてのビジネスモデル構築を志向し、製造・加工拠点、物流センター等のインフラを整備し、自ら中間流通機能を担いながら、流通経路の効率化や商品力の向上に努めております。さらに、当社グループでは、複数の業態を組み合わせた商業施設を開発するほか、グループ全体で中間流通機能の活用を進めるなど、経営資源を組み合わせるシナジーを創出しながら、企業価値の向上に取り組んでおります。

2. 中長期経営方針

当社グループは、2021年5月12日、2030年を見据えた中長期経営方針「バローグループ・ビジョン2030」、「サステナビリティ・ビジョン2030」を定め、その実現に向けて新たに「バローグループ中期3ヵ年経営計画」を策定いたしました。中長期経営方針の概要は以下のとおりであります。

中長期経営方針（2022年3月期～2030年3月期）

①ビジョン

・バローグループ・ビジョン2030

バローグループの商品・サービス・決済で地域を便利に、豊かに繋ぐ「バロー経済圏」の構築と商品力で選ばれる「デスティネーション・カンパニー」を目指します。その実現に向けて、顧客との接点を強化し、「製造小売業」としてのビジネスモデルを進化させます。

・サステナビリティ・ビジョン2030

バローグループは、持続可能な社会の実現に向け、事業活動を通じた全員活動によって地域社会の発展と社会文化の向上に貢献します。

②進化させるビジネスモデル

現在、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター等の1,200店舗以上の販売網があり、お客様に近いという利点を有しておりますが、今後は店舗のみならず、EC（電子商取引）や自社電子マネーLu Vit（ルビット）を通じ、顧客との接点を強化してまいります。また、「デスティネーション・カンパニー」への移行には、製造機能の強化に加え、調達・製造拠点や企業間連携の広がりに対応した効率的なサプライチェーンの構築が不可欠であることから、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を通じて情報連携を図り、ビジネスモデルを進化させてまいります。

③基本方針

1) 商品で繋ぐ

- ・「デスティネーション・ストア」を構成し、「バローグループにしかない」魅力ある商品を提供します。
- ・店舗を中心とする物流網から調達・製造等の機能全体を包括した効率的なサプライチェーン・インフラへの転換を図ります。

2) 顧客と繋がる

- ・店舗での販売に加え、ECやLu Vitカード・アプリの活用に注力します。
- ・EC戦略として2つの重点領域を設定し、主要業態がドミナントを形成する地域で自社の経営資源を中心に展開する「ドミナント自社EC」、2021年夏よりアマゾンジャパン合同会社と開始するネットスーパー事業のように、自社で足りない技術を協業によって補完する「広域協業EC」に取り組みます。特に、「ドミナント自社EC」では、事業所向け配送事業ainoma（アイノマ）、ドライブスルーによる商品受け取り、その他無店舗販売事業を通じ、複数の接点を持ちながら、地域が抱える課題に対応します。

3) 社会との繋がりを意識した経営

- ・取締役会の実効性を高め、経営の透明性を確保するとともに、グループ企業に対する監督を強化し、当社の特徴であるグループ経営についてガバナンスを更に強化します。
- ・ビジネスモデルに関わる3つの重点領域「地球環境」「地域社会」「人材の多様化」について、6つの分科会（食品廃棄物の削減・資源循環の推進、気候変動対策・水の管理、廃棄物の削減・リサイクルの推進、買物課題の解決・健康増進支援、地域貢献、多様な人材の活躍支援）を設置し、グループ全従業員で取り組みます。

④中長期定量目標（2030年3月期）

・規模

営業収益： 1兆円超

営業利益：480億円超

経常利益：500億円超

・経営効率

ROIC（投下資本利益率）：9%

注：ROIC 税引後営業利益（税効果会計適用後の法人税等の負担率を使用） ÷
（有利子負債＋自己資本＋非支配株主持分）にて算出。

⑤サステナビリティKPI（2030年3月期）

・脱炭素化社会の実現

基準：サプライチェーン上の温室効果ガス排出総量 40%削減（2021年3月期比）

- ・食品廃棄物の削減

基準：食品廃棄物発生量18,983t（2017年3月期実績）より45%削減

3. コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、2015年6月より適用が開始されたコーポレートガバナンス・コードに対応するため、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、その対応状況等の内容を記載した「コーポレートガバナンス報告書」について、内容に変更がある都度更新し、株式会社東京証券取引所に提出しております。

また当社は、2015年6月開催の当社第58期定時株主総会の承認を得て、同年10月より持株会社体制へ移行しました。これにより、当社が当社グループの戦略機能を担い、経営資源の最適配分により企業価値の最大化を図るとともに、事業会社の業務執行に対する監督機能を担うことでガバナンスの強化を推進する体制としました。また、持株会社と事業会社の組織体制を見直すとともに、責任と権限を明確化し、業務執行の迅速化と監督機能の強化を図っております。なお、業務執行の迅速化に向けては「グループ経営執行会議」を設置し、事業会社の投資案件等の決裁を行うとともに、各事業会社の経営課題等を共有しております。

2016年には、同年6月開催の当社第59期定時株主総会の承認を得て、監査等委員会設置会社に移行し、更にガバナンスの強化を図る体制としました。

当社取締役会は、グループ会社の監督、持株会社の業務執行及び事業会社の業務執行を行う監査等委員でない取締役10名（うち社外取締役2名）と監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の計14名で構成されております。なお、本定時株主総会決議事項の第1号議案が承認された場合には、監査等委員でない取締役は11名（うち社外取締役2名）となります。また、社外取締役5名は、いずれも株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

加えて、当社取締役会は、社内取締役2名と社外取締役3名で構成される「指名・報酬委員会」を設置し、取締役会の透明性を確保しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン更新の目的

当社は、上記Ⅰの基本方針に記載のとおり、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に資する大量買付行為自体を否定するものではありません。しかしながら、当社の企業価値の源泉であるビジネスモデル等を理解せず、一部の事業や資産に着目した、短期的な利益実現を目的とした大量買付行為が行われる可能性は否定できないと考えております。

当社としては、このような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行

為が当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様にご適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者（下記2.(3)①で定義されます。以下同じとします。）及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、旧プランに所要の修正を加えたうえで、以下のとおり本プランとして更新することを決定いたしました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、2023年3月31日現在における当社の大株主の状況は、添付の「ご参考①」のとおりであります。また、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てするものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様にご当社株式を交付する取得条項、③大量買付者及びその関係者が有する本新株予約権について、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項（当社取締役会が決定した場合）等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大

量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの更新手続－本定時株主総会における承認

旧プランは、2020年6月26日開催の当社第63期定時株主総会による承認を得たものですが、本プランの更新についても、株主の皆様のご意思を適切に反映するため、本定時株主総会における決議によるご承認をいただくことを条件とします。

(3) 本プランの発動に係る手続

①対象となる大量買付行為

当社は、当社取締役会が別途定める場合を除き、以下のいずれかに該当する行為又はこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置の発動を検討いたします。

- i. 当社が発行者である株券等^{*1}について、保有者^{*2}の株券等保有割合^{*3}が20%以上となる買付け
- ii. 当社が発行者である株券等^{*4}について、買付け^{*5}を行う者の株券等所有割合^{*6}及びその特別関係者^{*7}の株券等所有割合の合計が20%以上となる当該株券等の買付け
- iii. 上記 i 又は ii に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の保有者が、当社の他の保有者（複数である場合を含みます。以下本 iii において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の保有者が当該特定の保有者の共同保有者^{*8}に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係^{*9}を樹立するあらゆる行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者と当該他の保有者の株券等保有割合の合計が20%以上になるような場合に限ります。）であると合理的に判断される行為^{*10}

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において別段の

- 定めがない限り同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
 4. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。iiにおいて同じとします。
 5. 買付けその他の有償の譲受けをいい、金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
 6. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
 7. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
 8. 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）。本書において別段の定めがない限り同じとします。
 9. 「当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買上げりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、当該特定の保有者および当該他の保有者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響、その他当該特定の保有者と当該他の保有者との間に意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。
 10. 本iii所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本iiiの要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、保有者に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

②本プランの開示及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ (<https://valorholdings.co.jp/>) に本プランを掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（ただし、大量買付行為の内容及び態様等に応じて合理的な範囲で内容を変更します。以下、当該情報を「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明す

る書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。ただし、大量買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用防止の観点から、当社取締役会が大量買付者に対して本必要情報の提供を要請し大量買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）を、当社が大量買付者に対して本必要情報の提供を要求した日の翌日から起算して60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供にかかる大量買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって取締役会評価期間（下記2(3)③で定義されます。）を開始するものとします。もっとも、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合のみ、必要に応じて30日間を限度として情報提供期間を延長することがあります。

- i. 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容並びに当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ii. 大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行可能性等を含みます。）
- iv. 大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある

場合はその内容

- v. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）の概要
- vi. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- vii. 大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- viii. 大量買付行為後の当社及び当社グループの経営方針、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策並びに資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金（円貨）買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- ix. 大量買付行為後の当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他のステークホルダーの処遇方針（改変の計画の有無及び改変の計画が存する場合はその内容）
- x. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- xi. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容
- xii. 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- xiii. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実を、直ちに株主の皆様の開示いたします。また、大量買付者から当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部について開示いたします。

③当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様を買収の是非を適切にご判断いただき、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、直ちにその旨並びに下記の取締役会評価期間の始期及び終期を大量買付者及び独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様の開示いたします。当社取締役会は、当該大量買付者による大量買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公

開買付けによる当社の全株券等の買付け等の場合には大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内、その他の方法による場合は90日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動に関する決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を、直ちに株主の皆様へ開示いたします。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過又は下記⑥ iii に定めるとおり当社取締役会が株主意思確認総会（下記⑤に定義します。）を開催することを決定した場合には、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

④独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、及び、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会は3名以上5名以下の委員により構成され、公正で中立的な判断を可能とするため、委員は、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役、監査役、執行役もしくは執行役員として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。本プラン更新時の独立委員会の委員には、いずれも当社の監査等委員である社外取締役の増田陸奥夫氏、秦博文氏及び伊藤時光氏の3名並びに本定時株主総会に付議いたします取締役（監査等委員である

取締役を除く) 選任議案の社外取締役候補者である山下陽子氏の合計4名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙1「独立委員会の委員の氏名及び略歴」記載のとおりです。

また、独立委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。

⑤ 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、監査等委員である取締役を含む当社取締役全員の一致により発動の決議をすることとします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、直ちに株主の皆様へ開示いたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等したうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

さらに、下記⑥ iii に定めるとおり、下記⑥ ii の場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主の総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することもできるものとします。

⑥ 対抗措置の発動の条件

- i. 大量買付者が本プランに定める手続を遵守せずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、大

量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることとします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続を遵守して大量買付行為を行い又は行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続を遵守して大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続を遵守して大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものと認めた場合には、取締役会評価期間の開始又は終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買収である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合、
- (iv) 会社の高額資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価急上昇の機会を狙って株式を高値で売り抜けることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (v) 当社の株券等の買付条件（買付代金・対価の種類、大量買付行為の時期・方法、大量買付行為後の経営方針又は事業計画、大量買付行為後の当社及び当社グループ

- の従業員、取引先、顧客その他のステークホルダーの処遇方針等を含みます。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買収である場合
- (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付けを行う等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
 - (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
 - (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
 - (ix) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
 - a. 顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないか又は回避することができないおそれがある場合

iii. 株主意思確認総会の開催

上記 ii のとおり、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、大量買付者による大量買付行為の内容、株主意思確認総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、出席株主（議決権行使書等により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様（ただし、大量買付行為が強圧性のある市場買集めによる場合等においては、大量買付者及びその共同保有者、特別関係者等を除くことがあります。以下同じです。）の議決権の過半数の賛成をもって、対抗措置の発動に関する株主の皆様を意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を株主の皆様に対して情報開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主意思確認総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会の開催を決定した場合には、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議が

されるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

⑦当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i 又は ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、また、上記⑥ ii の場合で、かつ、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を確認するために株主意思確認総会が開催された場合には、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従って、対抗措置の発動又は不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要、上記株主意思確認総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様の開示いたします。大量買付者は、取締役会評価期間経過後又は上記⑥ iii に定めるとおり当社取締役会が株主意思確認総会を開催することを決定した場合には、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会（原則として当該株主意思確認総会当日に開催するものとします。）の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、当社取締役会から不発動決定通知を受領した場合には、大量買付者は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合等、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問したうえで再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は中止に関する決定を行うことができます。また、この場合にも、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するための株主意思確認総会を開催することができるものとします。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知し、株主の皆様の開示いたします。

(4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙2「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）

における、最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には、調整後の株数）が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

ただし、大量買付者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で大量買付者及びその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

更に、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から2026年3月期に関する当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を踏まえたくうえで、本プランの技術的な修正又は変更を行う場合があります。

なお、本プランは2023年5月12日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設又は改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

また、2026年3月期に関する当社定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容

につきましては、必要な見直しを行ったうえで、本プランの更新の可否、又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

3. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本プランの更新時に株主・投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主・投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②記載の手続により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主・投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大量買付者及びその関係者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者及びその関係者以外

の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社普通株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

①本新株予約権の行使の手続

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権 1 個あたり 1 円を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権 1 個につき 1 株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には、調整後の株数）の当社普通株式が交付されることとなります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意ください。

②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに取締役会の決議を行い、かつ、本新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が大量買付者又はその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細等につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会において決議された後、株主の皆様へ開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

IV. 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

当社取締役会は、本プランが、以下の理由により、上記Ⅰの基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

2. 企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として更新されていること

本プランは、上記Ⅲ記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断いただき、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上することを目的として更新されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、更新にあたり株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただくことを条件として更新されます。上記Ⅲ 2.(2)記載のとおり、本定時株主総会において、本プランを承認する議案をお諮りし、かかる議案が承認されない場合、本プランは更新されません。更に、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、上記Ⅲ 2.(3)⑥ iii 記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することができるものとしております。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ 2.(3)④記載のとおり、本プランの更新にあたり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2.(3)記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6. 独立した地位にある第三者専門家の助言の取得

本プランは、上記Ⅲ 2.(3)③及びⅢ 2.(3)⑤記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2.(5)記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではあ

りません。

また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

独立委員会の委員の氏名及び略歴

- 増田 陸奥夫 (ますだ むつお) 1944年(昭和19年)生
1969年(昭和44年)4月 農林中央金庫入庫
2004年(平成16年)6月 同庫 代表理事副理事長
2005年(平成17年)6月 同庫退任
2007年(平成19年)9月 農業経営サポート研究会 会長
2008年(平成20年)9月 株式会社えいらく 会長
2009年(平成21年)9月 一般社団法人日本食農連携機構 理事長 (現任)
2015年(平成27年)6月 当社社外取締役
2016年(平成28年)6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
- 秦 博文 (はた ひろふみ) 1951年(昭和26年)生
1979年(昭和54年)10月 監査法人八木・浅野事務所 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所
1999年(平成11年)5月 太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員
2007年(平成19年)7月 日本公認会計士協会 理事
2014年(平成26年)6月 新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 退任
2014年(平成26年)7月 公認会計士秦博文事務所 所長 (現任)
2015年(平成27年)6月 当社社外取締役
2015年(平成27年)6月 佐藤食品工業株式会社 社外監査役
2016年(平成28年)6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2017年(平成29年)6月 佐藤食品工業株式会社 社外取締役 (現任)
- 伊藤 時光 (いとう ときみつ) 1954年(昭和29年)生
2006年(平成18年)7月 名古屋国税局総務部国税広報広聴室長
2012年(平成24年)7月 名古屋国税局総務部総務課長
2014年(平成26年)7月 名古屋中税務署長
2015年(平成27年)8月 伊藤時光税理士事務所 所長 (現任)
2016年(平成28年)6月 株式会社ウツノ 社外監査役 (現任)
2016年(平成28年)6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
- 山下 陽子 (やました ようこ) 1978年(昭和53年)生
2005年(平成17年)10月 弁護士登録 (愛知県弁護士会)、河内法律事務所入所
2010年(平成22年)4月 小浜ひまわり基金法律事務所 弁護士
2012年(平成24年)6月 今池法律事務所パートナー弁護士 (現任)

増田 陸奥夫氏、秦 博文氏及び伊藤 時光氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。また、山下 陽子氏は、本定時株主総会に付議いたします取締役（監査等委員である取締役を除く）選任議案における、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、かつ独立役員候補者として届け出ております。なお、増田 陸奥夫氏、秦 博文氏及び伊藤 時光氏並びに山下 陽子氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

新株予約権の要項

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）で定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。
2. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。
3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。
4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株以下で当社取締役会が定める数とする。ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。
5. 新株予約権の目的である株式の数の調整
 - ① 当社が、割当期日後、当社株式の分割若しくは併合又は合併若しくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。
 - ② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知又は定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知又は公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
6. 新株予約権の払込金額
無償とする。
7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は1円とする。

8. 新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知又は公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使条件

- ① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。
 - a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為の結果、
 - I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
 - II 当社の株券等の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為を行う者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及びその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者をいう。
 - b. a. I において「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a. II において「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
 - c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
 - d. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する所有をいう。
 - e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
 - f. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
 - g. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
 - h. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。
- ② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、若しくはその特別関係者又はこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され若しくは

これらの者が共同して支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

- ③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。
- ② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。
- ③ 第9項②の規定により新株予約権を行使することができない者が有する新株予約権について、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項を本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定することがある。

11. 新株予約権の行使又は当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使又は当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

12. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

13. 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

14. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金は、行使価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
16. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法
新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所が定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。
17. 新株予約権行使の効力発生時期等
新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。
18. 法令の改正等
新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正又は廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正又は廃止の趣旨及び文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

(ご参考①)

大株主の状況

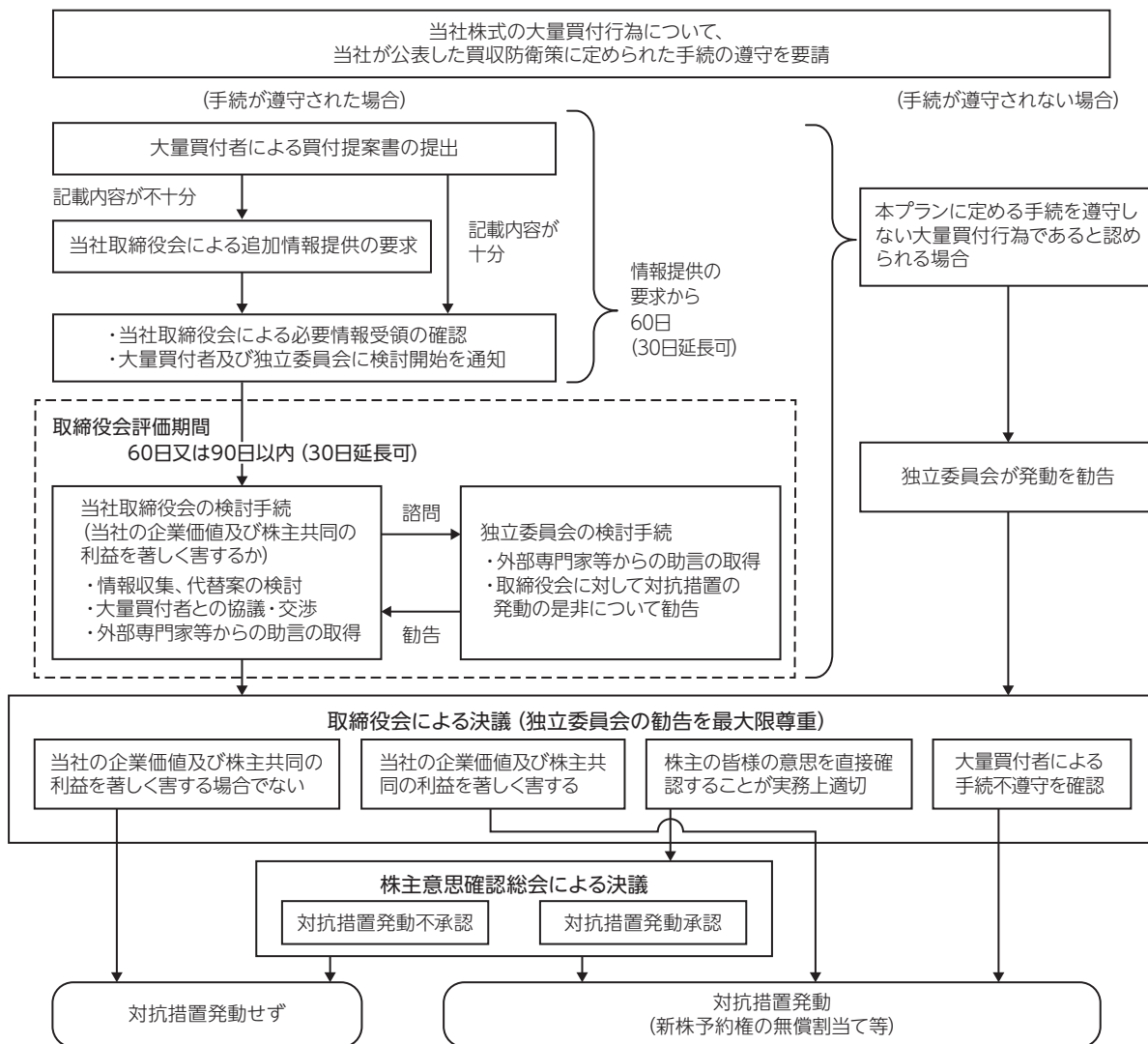
2023年3月31日現在の当社の大株主の状況は次のとおりです。

順位	氏名又は名称	所有株式数(株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式の割合(%)
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,170,500	9.61
2	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,093,117	5.75
3	公益財団法人伊藤青少年育成奨学会	2,910,000	5.41
4	株式会社子雲社	2,730,272	5.07
5	農林中央金庫	2,542,800	4.72
6	株式会社十六銀行	2,536,240	4.71
7	田代 正美	1,389,846	2.58
8	株式会社リテールパートナーズ	1,260,000	2.34
9	株式会社アークス	1,260,000	2.34
10	株式会社三菱UFJ銀行	1,223,240	2.27

- (注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
- 2 上記のほか、当社が自己株式201,357株を保有しております。

(ご参考②)

当社株式の大量買付行為開始時のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

以上

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が10月以降の第8波により再拡大したものの徐々に落ち着き、イベント等の規制緩和や国内旅行支援などにより人流も回復し、インバウンド消費の回復など社会経済活動の持ち直しの兆しが見られました。しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、それに伴うエネルギー及び原材料の高騰、急速な為替相場の変動等により、経営環境の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの事業領域である流通業界におきましても、相次ぐ値上げによって家計の節約志向が強まる中、光熱費等のエネルギーコストの高騰、物流費や人件費の上昇が続いており、当社グループを取り巻く経営環境は厳しさを増しております。

このような状況の下、当社グループは、「コネクト2030～商品・顧客・社会を繋ぐ」を戦略目標とする中期3ヵ年経営計画の2期目を終え、製造機能を活かした商品力の向上や来店目的を明確にした「デスティネーション・ストア」への転換を進めるとともに、2022年10月には愛知県名古屋市中川区にスーパーマーケット、ホームセンター及びドラッグストアを同一敷地内に集積したショッピングセンターを新設しました。

一方、顧客との接点強化に向けて、グループ店舗網だけでなく、自社電子マネー「Lu Vit (ルビット) カード」やアプリの活用に向けた結果、当期末現在の「Lu Vitカード」会員は415万人、アプリ登録会員は74万人となりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	当連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)
営業収益	732,519百万円	759,977百万円
営業利益	21,205百万円	20,062百万円
経常利益	24,140百万円	23,049百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	9,014百万円	7,603百万円

連結業績の分析

①営業収益

営業収益は7,599億77百万円（前年同期比3.7%増）となりました。スーパーマーケット事業では、店舗の新設、生鮮・惣菜部門の強化を支える食品加工業が貢献するとともに、前期に子会社化した企業が寄与しました。また、ドラッグストア事業では、店舗の新設及び既存店舗への調剤薬局併設が寄与しました。

②営業利益

営業総利益は売上総利益の増加により2,200億14百万円（前年同期比3.7%増）となり、販売費及び一般管理費は広告宣伝費を削減したものの、人件費、水道光熱費及び店舗の新設に伴う賃借料等の増加により、1,999億51百万円（前年同期比4.7%増）となりました。

これらの結果、営業利益は200億62百万円（前年同期比5.4%減）、営業収益営業利益率は2.6%となり、前年同期に比べて0.3ポイント低下しました。

③経常利益

営業外収益は44億60百万円（前年同期比3.1%減）となり、営業外費用は14億73百万円（前年同期比11.7%減）となりました。

これらの結果、経常利益は230億49百万円（前年同期比4.5%減）となりました。営業収益経常利益率は3.0%となり、前年同期に比べて0.3ポイント低下しました。

④親会社株主に帰属する当期純利益

特別利益は違約金収入等の増加により9億57百万円（前年同期比13.8%増）、特別損失は減損損失の増加により66億75百万円（前年同期比54.4%増）を計上したため、税金等調整前当期純利益は173億31百万円（前年同期比16.1%減）となりました。また、法人税等の合計は80億55百万円（前年同期比14.4%減）、非支配株主に帰属する当期純利益は16億72百万円（前年同期比25.2%減）となりました。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は76億3百万円（前年同期比15.7%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

スーパーマーケット(SM)事業

SM事業の営業収益は4,218億38百万円（前年同期比4.0%増）、営業利益は133億74百万円（前年同期比10.3%減）となりました。

同事業におきましては、中核の株式会社バローでは、10月に「SMバロー千音寺店」（愛知県名古屋市）をグループの調達、製造、加工機能を活かした商品を多数取り揃え、商品力の向上や来店目的を明確にした「デスティネーション・ストア」として新設しました。同店は原則、折り込みチラシを出さず、鮮度・品質にこだわった商品をお求めやすい価格でご提供させていただくEDLP（エブリデー・ロー・プライス）を採用しております。また、11月には「SMバロー京田辺店」（京都府京田辺市）を出店し、関西圏における店舗網も拡大しております。

同事業では、生鮮・惣菜部門の強化を支える食品加工業及び卸売業が貢献するとともに、前期に子会社化した企業が寄与し、増収となりました。しかしながら、生活防衛意識の高まりや巣ごもり需要の反動減により既存店売上高（収益認識会計基準等の影響を除く）が前年同期比0.1%減となり、売上総利益が減少したほか、水道光熱費等が増加し、減益となりました。

なお、店舗につきましては、8店舗を新設、4店舗を閉鎖し、当期末現在のSM店舗数はグループ合計316店舗となっております。

ドラッグストア事業

ドラッグストア事業の営業収益は1,609億47百万円（前年同期比5.6%増）、営業利益は43億17百万円（前年同期比46.3%増）となりました。

同事業では、調剤部門の併設化を中心とした売場改装による効果、行動制限の緩和や新型コロナウイルスの感染再拡大などによる関連商品需要の増加もあり、既存店売上高（収益認識会計基準等適用の影響を除く）が前年同期比で2.9%増加しました。また、調剤部門の売上が引き続き好調に推移した上、原価改善等による売上総利益率の上昇、販売促進手法の一層のデジタル化による販売費の低減により、増収増益となりました。

なお、店舗につきましては、2022年5月に調剤薬局を運営する有限会社なぎさ薬局を子会社化し、同社の1店舗を含む22店舗を新設、5店舗を閉鎖し、当期末現在の店舗数は495店舗（うち調剤取扱い157店舗）となっております。

ホームセンター(HC)事業

HC事業の営業収益は1,249億62百万円（前年同期比1.6%増）、営業利益は46億20百万円（前年同期比8.7%減）となりました。なお、当連結会計年度に含まれるアレンザホールディングス株式会社の当該事業の業績は、2023年2月期（2022年3月1日～2023年2月28日）を対象としております。

同事業においては、原材料の高騰による商品の値上げの影響により、既存店ベースの客単価は前年同期比で4.3%増加しましたが、来店客数が前年同期比で4.8%減少し、既存店売上高（収益認識会計基準等適用の影響を除く）は株式会社ダイユーエイト、株式会社ホームセンターバロー及び株式会社タイムの3社で前年同期比0.7%減少しました。一方、EC売上が大きく前年を上回る実績で推移し、増収を確保しました。

同事業では、プライベート・ブランド商品の取扱いアイテム数の拡大と販売強化による利益率の改善に取り組んだものの、光熱費や物流費の上昇、キャッシュレス決済手数料の増加等により、減益となりました。

なお、店舗につきましては、5店舗を新設、2店舗を閉鎖し、当期末現在の店舗数はグループ合計161店舗となっております。

スポーツクラブ事業

スポーツクラブ事業の営業収益は94億39百万円（前年同期比4.1%減）、営業損失は11億59百万円（前年同期5億59百万円）となりました。

同事業におきましては、7月より実施した「スポーツクラブアクトスWill_G（ウィルジー）」の月会費の値上げ、コロナ禍で増加した休会者数の減少等により回復基調の兆しがあるものの減収となり、また、水道光熱費等の売上原価が大幅に増加したため、営業損失が拡大しました。

なお、店舗につきましては、2店舗を新設、11店舗を閉鎖し、当期末現在の店舗数はグループ合計184店舗（うちフランチャイズ運営52店舗）となっております。

流通関連事業

流通関連事業の営業収益は113億73百万円（前年同期比8.8%増）、営業利益は32億96百万円（前年同期比2.8%増）となりました。

物流、資材卸売、設備メンテナンスなど、流通に関わる事業に携わるグループ企業では、物流事業、卸売業を中心に営業収益は増収となり、販売費及び一般管理費の増加を吸収して増益となりました。

その他の事業

その他の事業の営業収益は314億14百万円（前年同期比0.5%増）、営業利益は16億35百万円（前年同期比34.8%減）となりました。なお、当連結会計年度に含まれるアレンザホールディングス株式会社の当該事業の業績は、2023年2月期（2022年3月1日～2023年2月28日）を対象としております。

同事業には、ペットショップ事業、不動産賃貸業、衣料品等の販売業などが含まれております。ペットショップ事業では、PB商品の販売、トリミング・しつけなどサービス部門が堅調に推移したものの、巣ごもり需要の反動から減収となりました。生体の販売頭数に鈍化が見られたものの、犬・猫のおやつ及びプレミアムフード、小動物のフード等が好調に推移したほか、外出・旅行等の需要拡大により、コロナ禍に著しく落ち込んでいたペットホテルサービスは回復しております。

なお、ペットショップ事業におきましては、4店舗を新設し、当期末現在の店舗数は119店舗となっております。

2. 資金調達等についての状況

(1) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は276億18百万円であります。

その主なものは、スーパーマーケットの新設8店舗で34億99百万円、改装18店舗で40億84百万円、ドラッグストアの新設21店舗で26億28百万円、ホームセンターの新設5店舗で50億23百万円、スポーツクラブの新設2店舗で94百万円及び先行投資の4億92百万円であります。

(2) 資金調達の状況

上記設備投資は主に自己資金でまかなっております。

3. 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症に対する各種制限の解除が進み、2023年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「5類」に移行するなど、3年以上にわたる異例のコロナ政策は大きな区切りを迎え、雇用者報酬の上昇が見込まれる等、社会・経済活動の正常化に向けた動きが加速する一方で、物価上昇に伴う消費者の生活防衛意識の高まり、原材料費や人件費の上昇など、今後も厳しい経営環境が続くものと予想しております。

こうした予想の下、当社は2021年5月に公表したバローグループ中期3ヵ年経営計画の最終年度にあたる2024年3月期も引き続き、ドミナント形成地域では、当社グループの商品・サービス・決済で地域を便利に、豊かに繋ぐ「バロー経済圏」の構築を、展開全域においては、商品力で選ばれる「デスティネーション・カンパニー」を目指すとともに、地域社会の課題解決に向けた取り組みとして、2023年3月に岐阜県との包括連携協定を締結し、「食」を通じた安心な暮らしづくり、健康社会づくり、SDGs推進、防災・災害対応等の各分野において、連携と協働を図ってまいります。

また、2022年4月からは、サプライチェーン企業に対してPPAによる再エネ調達の支援を株式会社アイ・グリッド・ソリューションズと共同で開始し、当社グループにおけるスコープ3のCO₂排出削減を実現するとともに、流通小売・物流業界全体における脱炭素化をリード・加速させていきます。さらに、「Lu Vit クレジットカード」の募集を開始し、決済多様化への対応を進めてまいります。

今後も急激な経営環境の変化に適切に対処しつつ、製造機能の強化やサプライチェーンの情報連携による商品力の向上、EC戦略の推進や「Lu Vit クレジットカード」を通じた顧客との接点強化に一層取り組んでまいります。

2024年3月期の設備投資につきましては、「デスティネーション・ストア」への転換を推進するため、引き続き積極的な既存店投資を行うとともに、関西地域への出店も予定しております。

新店投資につきましては、スーパーマーケット5店舗、惣菜専門店等12店舗、ドラッグストア15店舗、ホームセンター（専門業態を含む）6店舗、スポーツクラブ2店舗、ペットショップ6店舗の計46店舗の新設を計画しております。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 63 期	第 64 期	第 65 期	第 66 期 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)		678,096	730,168	732,519	759,977
経 常 利 益 (百万円)		16,878	28,397	24,140	23,049
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		6,477	12,592	9,014	7,603
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		120.63	234.52	167.87	141.61
総 資 産 額 (百万円)		383,919	404,458	410,365	417,107
純 資 産 額 (百万円)		140,645	155,190	162,521	167,520

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第65期の期首から適用しており、第65期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 営業収益は、売上高と営業収入の合計であります。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

5. 重要な親会社及び重要な子会社の状況

(1) 親会社との状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 バ ロ ー	100百万円	100.00%	スーパーマーケット事業
株 式 会 社 タ チ ヤ	30	100.00	スーパーマーケット事業
株式会社食鮮館タイヨー	90	100.00	スーパーマーケット事業
中部フーズ株式会社	95	100.00	食 品 加 工 業
中部薬品株式会社	1,441	100.00	ドラッグストア事業
株式会社ダイユーエイト	100	100.00	ホームセンター事業
株式会社タイム	100	100.00	ホームセンター事業
株式会社ホームセンターバロー	100	100.00	ホームセンター事業
株式会社アクトス	80	100.00	スポーツクラブ事業
中部流通株式会社	52	100.00	食品、雑貨及び資材の卸売業
中部興産株式会社	300	100.00	物 流 事 業
アレンザホールディングス株式会社	2,011	50.87	ホームセンター事業、ペット事業等を行う子会社の経営管理

6. 主要な事業内容

当社グループは、スーパーマーケット事業、ドラッグストア事業、ホームセンター事業、スポーツクラブ事業、流通関連事業及びその他の事業を営んでおります。

セグメント	事業の内容
スーパーマーケット事業	スーパーマーケットの営業、食品加工業、卸売業
ドラッグストア事業	ドラッグストアの営業、卸売業
ホームセンター事業	ホームセンターの営業、卸売業
スポーツクラブ事業	スポーツクラブの営業
流通関連事業	清掃業、設備メンテナンス業、物流事業、食品及び包装資材の卸売業
その他の事業	ペットショップ事業、不動産賃貸業、保険代理業、衣料品等の販売業等

7. 主要な営業所

(当社)

本店 岐阜県恵那市大井町180番地の1
 本部 岐阜県多治見市大針町661番地の1
 名古屋本部 愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目16番21号
 可児事務所 岐阜県可児市広見北反田1957番地の2

(株)バロー

本部 岐阜県多治見市大針町661番地の1
 物流センター
 可児チルド物流センター（岐阜県可児市）
 可児ドライ物流センター（岐阜県可児市）
 大垣物流センター（岐阜県大垣市）
 北陸物流センター（富山県南砺市）
 北陸第2物流センター（富山県南砺市）
 静岡総合センター（静岡県島田市）
 一宮物流センター（愛知県一宮市）
 豊田物流センター（愛知県豊田市）
 福井チルド物流センター（福井県福井市）
 福井ドライ物流センター（福井県福井市）
 プロセスセンター
 可児プロセスセンター（岐阜県可児市）
 可児青果センター（岐阜県可児市）
 大垣プロセスセンター（岐阜県大垣市）
 北陸プロセスセンター（富山県南砺市）
 北陸青果センター（富山県南砺市）
 静岡プロセスセンター（静岡県島田市）
 福井畜産プロセスセンター（福井県福井市）
 福井水産プロセスセンター（福井県福井市）

(中部薬品(株))

本 部 岐阜県多治見市高根町4丁目29番地
 物流センター 中部薬品物流センター(岐阜県多治見市)
 木曾川物流センター(愛知県一宮市)
 静岡物流センター(静岡県島田市)
 北陸物流センター(富山県南砺市)

(アレンザホールディングス(株))

本 社 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

((株)ダイユーエイト)

本 社 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

((株)タイム)

本 社 岡山県岡山市北区下中野465番地の4

((株)ホームセンターバロー)

本 部 岐阜県多治見市大針町661番地の1

((株)アクトス)

本 部 岐阜県可児市下恵土4120番地

(店 舗)

セグメント	会 社 名	都道府県別店舗数
スーパーマーケット 事 業	(株) バ ロ ー	岐阜県 70 愛知県 60 三重県 7 静岡県 23 富山県 13 石川県 14 福井県 22 長野県 9 滋賀県 14 山梨県 2 京都府 3 大阪府 3
	(株) タ チ ヤ	愛知県 12 岐阜県 6 三重県 2
	(株)食鮮館タイヨー	静岡県 16
	(株) 公 正 屋	山梨県 5 神奈川県 1
	(株) フ タ バ ヤ	滋賀県 4
	三 幸 (株)	富山県 8
	(株) て ら お 食 品	千葉県 4
	(株) 八 百 鮮	大阪府 5 愛知県 2
	(株) ヤ マ タ	大阪府 7
	そ の 他	愛知県 42 岐阜県 1 その他 3
ドラッグストア事業	中部薬品(株)他2社	岐阜県 158 愛知県 195 三重県 17 静岡県 25 富山県 45 石川県 18 福井県 22 滋賀県 5 京都府 6 大阪府 4
ホームセンター事業	(株)ダイユーエイト他3社	福島県 63 岐阜県 24 山形県 16 岡山県 13 愛知県 9 秋田県 9 宮城県 6 三重県 5 広島県 4 その他 12

スポーツクラブ事業	(株)アクトス	愛知県 32 岐阜県 21 大阪府 13 三重県 11 兵庫県 11 千葉県 9 神奈川県 7 東京都 6 静岡県 5 その他 69
その他の事業	(株)アミーゴ他2社	東京都 17 神奈川県 14 兵庫県 10 広島県 8 福島県 8 岡山県 8 大阪府 5 埼玉県 5 山形県 4 その他 40
	(株)パローホールディングス他2社	岐阜県 1 静岡県 1 岡山県 3

8. 従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度 末比増減
スーパーマーケット事業	4,335名	3名
ドラッグストア事業	1,601	59
ホームセンター事業	1,474	35
スポーツクラブ事業	353	△12
流通関連事業	634	28
その他の事業	623	35
全社(共通)	169	5
合計	9,189	153

(注) 従業員数には、パートタイマー(27,752名)は含まれておりません。

9. 主要な借入先及び借入額

主要な借入先	借入額
農林中央金庫	17,420百万円
株式会社三菱UFJ銀行	10,738
株式会社三井住友銀行	7,540
株式会社十六銀行	7,000

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 200,000,000株
2. 発行済株式の総数 53,987,499株 (自己株式201,357株含む)
3. 株主数 22,794名
4. 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,170,500株	9.61%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,093,117	5.75
公益財団法人伊藤青少年育成奨学会	2,910,000	5.41
株 式 会 社 子 雲 社	2,730,272	5.07
農 林 中 央 金 庫	2,542,800	4.72
株 式 会 社 十 六 銀 行	2,536,240	4.71
田 代 正 美	1,389,846	2.58
株式会社リテールパートナーズ	1,260,000	2.34
株 式 会 社 ア ー ク ス	1,260,000	2.34
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,223,240	2.27

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 自己株式には、「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式228,017株は含まれておりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	3,525株	1名

- (注) 1. 取締役1名への交付は、役員報酬BIP信託に係る交付であり、3,525株のうち1,500株は換価処分し換価処分金の相当額を給付しております。
 2. 上記は、退任した当社役員に対して交付されたものであります。

6. その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 当社の会社役員に関する事項

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼CEO	田代正美		株式会社バロー代表取締役会長 株式会社アクロス代表取締役会長
専務取締役	森 克幸		株式会社バロー代表取締役社長 株式会社タチャ代表取締役会長 株式会社八百鮮取締役会長 株式会社ヤマタ代表取締役会長
常務取締役	篠花 明	管理本部長兼財務部長	中部アグリ株式会社代表取締役社長 株式会社バローエージェンシー代表取締役社長 株式会社バローマックス代表取締役社長 株式会社岐阜ファミリーデパート代表取締役会長
取締役	小池孝幸	社長代行兼流通技術本部長	中部興産株式会社代表取締役社長
取締役	米山 智	事業改革推進室長兼ルビット事業部長	株式会社バローフィナンシャルサービス代表取締役社長
取締役	和賀登盛作		アレンガホールディングス株式会社取締役副社長 株式会社ホームセンターバロー代表取締役社長 株式会社ファースト代表取締役社長
取締役	高巢基彦		中部薬品株式会社代表取締役社長
取締役	浅倉俊一		アレンガホールディングス株式会社代表取締役会長兼CEO 株式会社ダイユーエイト代表取締役会長兼CEO
取締役	高橋俊行		
取締役	林 美保子		株式会社オレンジ・コミュニケーションズ取締役社長
取締役 常勤監査等委員	安孫子寿夫		
取締役 監査等委員	増田陸奥夫		一般社団法人日本食農連携機構理事長
取締役 監査等委員	秦 博文		公認会計士秦博文事務所所長 佐藤食品工業株式会社社外取締役
取締役 監査等委員	伊藤時光		伊藤時光税理士事務所所長 株式会社ウツノ社外監査役

- (注) 1. 取締役高橋俊行氏及び林美保子氏、取締役監査等委員増田陸奥夫氏、秦博文氏及び伊藤時光氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 取締役監査等委員秦博文氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役監査等委員伊藤時光氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、常勤監査等委員が重要な会議等に出席し情報収集することにより、業務執行取締役の職務執行を常時監視する体制を確保し、また、会計監査人及び監査室との密な連携が図れる体制を構築するとともに、監査等委員会へ報告することにより社外取締役である監査等委員との情報共有や連携を通じて実効性の高い監査機能を発揮するため、常勤監査等委員を選定しております。

5. 重要な兼職の状況に記載の以下の法人は、当社の子会社であります。

株式会社バロー	株式会社岐東ファミリーデパート
アレンザホールディングス株式会社	株式会社ホームセンターバロー
株式会社アクトス	株式会社タチャ
株式会社バローマックス	株式会社バローエージェンシー
中部アグリ株式会社	株式会社ファースト
中部興産株式会社	株式会社ダイユーエイト
中部薬品株式会社	株式会社八百鮮
株式会社ヤマタ	株式会社バローフィナンシャルサービス

6. 取締役監査等委員高山景氏は、2022年6月30日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
7. 当事業年度中に以下の取締役の退任及び担当の異動がありました。

- ・事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の重要な兼職	退任日
代表取締役社長	横 山 悟	株式会社アクトス代表取締役社長 株式会社バローマックス代表取締役社長	2022年8月10日

なお、代表取締役社長横山悟氏は辞任による退任であります。

- ・事業年度中に担当の異動のあった取締役

氏名	地位	新	旧	異動日
小池孝幸	取締役	社長代行 兼流通技術本部長 兼システム部長	流通技術本部長 兼システム部長	2022年8月10日
		社長代行 兼流通技術本部長	社長代行 兼流通技術本部長 兼システム部長	2022年8月16日

8. 重要な兼職の状況に記載の株式会社オレンジ・コミュニケーションズ、一般社団法人日本食農連携機構、公認会計士秦博文事務所、佐藤食品工業株式会社、伊藤時光税理士事務所及び株式会社ウツノと当社との関係で記載すべき事項はありません。

9. 当社は社外取締役と責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって損害賠償を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

10. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなり、全ての被保険者の保険料を当社が全額負担しております。当該保険の被保険者は、当社の全ての取締役です。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等については、これらを填補の対象外としております。

2. 当社の会社役員に対する報酬

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	305 (11)	189 (11)	73 (-)	42 (-)	10名 (2名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	32 (18)	32 (18)	- (-)	- (-)	5名 (3名)

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額73百万円(監査等委員を除く取締役73百万円)を含めております。
2. 2016年6月30日開催の第59期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を年額4億円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内とする旨を決議しております。なお、本総会決議に係る取締役の員数は、取締役(監査等委員である取締役を除く)が10名、監査等委員である取締役が4名であります。
3. 非金銭報酬等は、2017年に役員退職慰労金制度を廃止し、それに替わるものとして導入した株式報酬制度である株式交付信託の当事業年度の費用計上額であります。
4. 取締役の報酬の額またはその算定方法の決定方針

(1) 基本方針

- ① 役員報酬等の構成は、基本報酬と業績連動報酬である賞与、株式報酬とし、社内・社外の別に応じて設定します。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみで構成します。
- ② 基本報酬額は、優秀な人材を経営者として登用(採用)できる報酬額とし、当社の業績や各取締役の業務執行状況、功績、貢献度等を総合的に評価して設定します。
なお、使用人兼務取締役の使用人部分につきましては、従業員の賃金規程に基づき支給します。また、連結子会社出身の取締役(役付取締役を除く)の子会社における報酬は、子会社の役員報酬に係る規定に基づき支給します。
- ③ 業績連動報酬となる賞与は、株主総会で承認を得た報酬額の範囲内で、過去の支給実績及び当期の業績、取締役が委任を受けている事業の業績等を勘案して算定し、支給します。
- ④ 株式報酬は、2017年6月29日開催の第60期定時株主総会で承認された株式交付信託制度であり、取締役退任時に当社株式が交付されます。その運用は、同日開催の取締役会で承認された「役員向け株式交付規程」に基づき行います。

(2) 手続き

基本報酬額及び賞与額の決定につきましては、透明性・客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として業務執行取締役2名、社外取締役3名で構成する指名・報酬委員会にてその内容を検討の上、取締役会の決議により、その決定を指名・報酬委員会の答申を重視することを条件として、代表取締役会長兼CEOである田代正美に再一任しております。その権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の委任を受けている事業の評価を行うには最も適しているからであります。

3. 社外役員に関する事項

区 分	氏名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	高 橋 俊 行	当事業年度に開催された取締役会すべてに出席し、主に食品製造業に勤務した豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外取締役	林 美保子	当事業年度に開催された取締役会すべてに出席し、主に広報・広告活動やイベントの企画・運営に関する豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	増 田 陸奥夫	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会にすべて出席し、主に金融機関に勤務した豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	秦 博 文	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会すべてに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	伊 藤 時 光	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会すべてに出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	58百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	159百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬額の見積りの算定根拠について確認し、検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法に基づく監査の額の区分をしておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
3. 会計監査人監査の対象となるすべての子会社につきましても、EY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。

3. 会計監査人と責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

4. 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認める場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

VI. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

今後の長期的・安定的な事業展開に備え、企業体質の強化のために内部留保を高めつつ、株主各位に対して、安定的かつ継続的な配当と利益還元を行うことを基本方針としております。

当期末配当金につきましては、2023年5月12日に発表の通り前期より1円増配し、31円と決定いたしました。これにより、中間配当金27円と合わせた年間配当金は、前年より2円増配の58円となります。

また、内部留保につきましては、グループ事業の拡大に向けた事業基盤強化のための投融資に有効活用いたします。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	115,671	流動負債	150,433
現金及び預金	21,482	支払手形及び買掛金	59,504
受取手形、売掛金及び契約資産	16,701	短期借入金	20,041
商品及び製品	59,701	コマーシャル・ペーパー	19,000
原材料及び貯蔵品	1,418	1年内返済予定の長期借入金	11,736
その他の	16,379	リース債務	2,286
貸倒引当金	△11	未払法人税等	4,744
固定資産	301,436	賞与引当金	3,670
有形固定資産	225,405	役員賞与引当金	210
建物及び構築物	147,599	ポイント引当金	519
機械装置及び運搬具	4,039	資産除去債務	82
土地	54,524	その他の	28,637
リース資産	6,637	固定負債	99,153
建設仮勘定	2,448	社債	10,000
その他の	10,155	長期借入金	45,766
無形固定資産	18,426	リース債務	9,950
のれん	1,807	繰延税金負債	231
リース資産	139	役員退職慰労引当金	411
その他の	16,479	退職給付に係る負債	6,502
投資その他の資産	57,603	資産除去債務	18,151
投資有価証券	9,981	長期預り保証金	6,700
長期貸付金	1,061	その他の	1,439
繰延税金資産	10,508	負債合計	249,587
差入保証金	32,482	純資産の部	
その他の	3,909	株主資本	152,408
貸倒引当金	△339	資本金	13,609
資産合計	417,107	資本剰余金	20,062
		利益剰余金	119,567
		自己株式	△831
		その他の包括利益累計額	325
		その他有価証券評価差額金	673
		繰延ヘッジ損益	△2
		為替換算調整勘定	△207
		退職給付に係る調整累計額	△138
		新株予約権	19
		非支配株主持分	14,766
		純資産合計	167,520
		負債及び純資産合計	417,107

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		735,385
営業	利益		539,963
販売	費用		195,422
営業	費用		24,591
受取	利息	123	220,014
受取	当数	193	199,951
受取	手貸	1,555	20,062
受取	投資	683	
受取	利益	57	
受取	他	1,845	4,460
支不	費用	746	
経特	利益	492	
固投	利益	234	1,473
負違	利益		23,049
補為	利益	29	
新	利益	39	
特	損失	1	
固減	損失	263	
固	損失	293	
減	損失	163	
固	損失	101	
減	損失	64	957
固	損失	10	
減	損失	154	
固	損失	5,939	
減	損失	221	
固	損失	349	6,675
減	損失		17,331
当	利益	8,633	
非	利益	△578	8,055
親	利益		9,276
	利益		1,672
	利益		7,603

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	72,135	流動負債	106,425
現金及び預金	7,621	買掛金	3
売掛金	4,999	短期借入金	14,550
商品	7	長期借入金	19,000
貯蔵品	38	入金済の長期借入金	21,325
前払費用	1,667	未払消費税等	5,825
関係会社短期貸付金	48,298	未払法人税等	185
未収入金	8,408	未払消費税等	37,611
その他の金	2,082	未払消費税等	114
貸倒引当金	△989	前払消費税等	434
固定資産	168,646	前払消費税等	130
有形固定資産	104,313	前払消費税等	654
建物	60,138	前払消費税等	733
構築物	6,800	前払消費税等	4,600
機械及び装置	1	賞与引当金	87
車両運搬具	7	役員報酬引当金	73
器具及び備品	501	役員報酬引当金	1,088
土地	35,478	役員報酬引当金	6
リース資産	1,177	固定負債	63,524
建設仮勘定	208	社長期借入金	10,000
無形固定資産	7,249	関係会社長期借入金	32,869
借地権	5,425	長期借入金	230
商標	3	長期借入金	1,887
ソフトウェア	1,760	長期借入金	359
電話加入権	60	退職給付引当金	2,732
投資その他の資産	57,083	退職給付引当金	206
投資有価証券	8,379	退職給付引当金	9,216
関係会社株式	21,496	長期借入金	5,418
出資金	1	長期借入金	463
関係会社長期貸付金	11,823	長期借入金	141
長期前払費用	566	負債合計	169,950
繰延税金資産	2,831	純資産の部	
差入保証金	16,039	株主資本	70,160
その他の金	123	資本	13,609
貸倒引当金	△4,179	資本剰余金	15,540
資産合計	240,781	資本剰余金	14,363
		資本剰余金	1,177
		利益剰余金	41,841
		利益剰余金	322
		利益剰余金	41,519
		利益剰余金	42
		利益剰余金	28,400
		利益剰余金	13,077
		利益剰余金	△831
		利益剰余金	670
		利益剰余金	670
		利益剰余金	70,831
		負債及び純資産合計	240,781

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	金 額
売上	上		255
営業	上		138
販売	業		117
営業	費		39,586
営業	業		39,704
営業	業		34,718
営業	業		4,985
営業	業	113	息
営業	業	183	金
営業	業	6	料
営業	業	22	料
営業	業	77	料
営業	業	44	入
営業	業	9	益
営業	業	89	他
営業	業		547
営業	業	270	息
営業	業	0	損
営業	業	819	額
営業	業	10	失
営業	業	113	他
営業	業		1,212
営業	業		4,320
営業	業	6	益
営業	業	95	入
営業	業	414	入
営業	業	101	益
営業	業	46	他
営業	業		664
営業	業	0	損
営業	業	39	損
営業	業	1,568	損
営業	業	741	損
営業	業	11	失
営業	業	94	額
営業	業	71	損
営業	業		2,527
営業	業		2,457
営業	業	370	業
営業	業	△307	税
営業	業		62
営業	業		2,394

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

株式会社 バローホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大録 宏行

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 水谷 洋隆

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バローホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バローホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

株式会社 バローホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大録 宏行
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水谷 洋隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バローホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染症対策として一部監査等でweb会議システムを利用するなどして監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の監査室その他内部統制委員会等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月29日

株式会社バローホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員	安孫子 寿 夫	㊟
監査等委員	増 田 陸 奥 夫	㊟
監査等委員	秦 博 文	㊟
監査等委員	伊 藤 時 光	㊟

(注) 監査等委員増田陸奥夫、秦博文および伊藤時光は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

2023年6月29日（木曜日）午前10時

岐阜県多治見市十九田町2番地の8

パロー文化ホール（多治見市文化会館）大ホール



総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

●交通機関のご案内

1. JR多治見駅北口より、会場までは徒歩約15分です。
2. 会場駐車場は、駐車台数に限りがありますので、あらかじめご了承ください。
有料駐車場をご使用の際は、ご負担をお願いいたします。